経済労働委員会記録

開催日時 平成29年6月29日(木) 13:03~16:00

開催場所 第3委員会室

出席委員 7名

松尾 勇臣 委員長

川口 延良 副委員長

池田 慎久 委員

藤野 良次 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

今井 光子 委員

欠席委員 1名

安井 宏一 委員

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍 聴 者 3名

議事

(1) 議案の審査について

≪平成29年度議案≫

議第47号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(経済労働委員会 所管分)

議第53号 市町村負担金の徴収について (経済労働委員会 所管分)

報第 1号 平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成28年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(経済労働委員会 所管分)

報第 8号 公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告に ついて

報第 9号 奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告について

報第10号 公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について

報第11号 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の

報告について

報第12号 公益財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告について 報第20号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告につ いて

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(経済労働委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

〇松尾委員長 それでは、ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

本日の欠席は、安井委員です。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知をく ださい。

次に、常時出席を求める理事者の変更についてです。

今般の組織見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じましたので、お 手元に配付した資料のとおり変更し、出席要求しておりますので、ご了承願います。

4月1日付で理事者に異動がありましたので、中川産業・雇用振興部長、自己紹介の後、 関係次長、課長の紹介、福谷農林部部長より関係課長の紹介をお願いします。

〇中川産業・雇用振興部長 4月1日付で産業・雇用振興部長を拝命いたしました中川で ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、4月1日付で産業・雇用振興部で異動がありましたので、私からご紹介をさせていただきたいと思います。

私の右隣でございますが、産業・雇用振興部次長、企画管理室長事務取扱の杉中でございます。

- **〇杉中産業・雇用振興部次長(企画管理室長事務取扱)** 杉中でございます。よろしくお願いします。
- **〇中川産業・雇用振興部長** 私の後ろでございます、産業振興総合センター所長の前野で ございます。
- **〇前野産業振興総合センター所長** 前野でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 〇中川産業・雇用振興部長 3列目でございます。雇用政策課長の石井でございます。
- **〇石井雇用政策課長** 石井でございます。よろしくお願いします。

- **〇中川産業・雇用振興部長** どうぞよろしくお願いします。
- **〇福谷農林部長** それでは、続きまして、農林部の異動についてご紹介をさせていただきます。

田中農業水産振興課長でございます。

- **〇田中農業水産振興課長** 田中でございます。よろしくお願いします。
- 〇福谷農林部長 森農業経済課長でございます。
- **〇森農業経済課長** 森でございます。よろしくお願いします。
- 〇福谷農林部長 酒元新たな森林管理体制準備室長でございます。
- **〇酒元新たな森林管理体制準備室長** 酒元でございます。よろしくお願いします。
- ○福谷農林部長 阪口森林整備課長でございます。
- **〇阪口森林整備課長** 阪口でございます。どうぞよろしくお願いします。
- **〇福谷農林部長** よろしくお願いします。
- **〇松尾委員長** ありがとうございます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご 了承をお願いします。

それでは、付託議案について産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明をお願いいたします。

〇中川産業・雇用振興部長 平成29年度6月定例県議会提出議案のうち、産業・雇用振興部に関するものについてご説明させていただきます。お手元にあります第328回定例 県議会提出議案をお願いします。

1ページ、議第47号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。奈良県経営革新計画等評価委員会について変更するものです。まず、その表中で、通常1番と2番をやっていたのですが、今回新たに3番と4番を追加しています。3奈良県小規模企業振興条例第5条に規定する基本方針に基づき講ずる小規模企業の振興に関する施策についての重要事項の調査、審査に関する事項、および4海外展開リーディングカンパニー表彰の選考に関する事項についての審議に関する事務を今回追加しています。また、あわせ

て名称を奈良県経営革新計画評価等委員会に変更するものです。この条例は公布の日から 施行させていただきます。

続いて、41ページ、報第1号、平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告です。産業・雇用振興部の所管の一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明します。

46ページ、9款産業振興費の第1項地域産業費と第2項産業政策費です。中小企業会館耐震化事業、(仮称) 奈良県国際芸術家村ホテル誘致事業、伝統工芸活性化事業、奈良の伝統工芸等魅力発信事業の4件です。中小企業会館耐震化事業で、入札手続に不測の日時を要したことにより、第2項の3事業については、国の補正予算、地方創生拠点整備交付金に対応することにより、4件を繰り越しさせていただきたいと思います。合わせて1億5,300万円余です。これらの事業については、12月または2月議会において、補正予算として計上させていただいたもので、計画的な進捗を行い、着実な実施に努めたいと思います。

57ページ、報第8号、公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告です。地方自治法の規定により、公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況についてのご報告です。まず、平成28年度の事業報告、または、決算についてご説明をさせていただきたいと思いますので、「平成28年度事業報告書、公益財団法人奈良県地域産業振興センター」をお願いしたいと思います。

1ページ、平成28年度の事業報告で、概要に、奈良県地域産業振興センターは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく経営革新等の支援機関として中小企業の事業展開に応じた質の高い支援やサービスの提供により、中小企業の自立、成長、継続を図ることを目的として、1経営力向上、2企業価値の向上、3経営基盤構築を重点的に支援をさせていただいています。その中身について、主な事業をご説明させていただきたいと思います。

4ページ、経営力向上支援で、中小企業の経営力の強化、経営課題の解決のため、専門家による個別指導や情報提供を行っています。主な事業、(2)中小企業若手経営者育成支援事業です。県内の中小企業の売り上げアップ、または組織力アップを図るために若手経営者等を対象にセミナーを開催しています。全部で5回、延べ164名の参加をいただきました。

5ページ、(5)中小企業・小規模事業ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点) です。これは国の委託で当センター内でよろず支援拠点を運営しているところです。平成 28年の4月には、近鉄奈良駅前にサテライトオフィスを開設しました。平日または土曜 日も夜間相談に対応し、よりきめ細かなサポートを実施しています。

6ページ、(7)「新輸出大国コンソーシアム奈良」窓口運営事業(新規)です。ジェトロ大阪本部の委託を受けて、平成28年8月から専門の窓口を新たに設置しました。海外での勤務経験が豊富で貿易事業に精通した新輸出大国コンシェルジュを配置して、県内企業からの海外展開に対する相談や支援相談について、商工会議所等の地域の支援機関とともに連携しながら海外展開のサポートを行いました。

7ページ、2企業価値向上支援事業です。主な事業として、(1) B t o B マッチング 促進事業です。ものづくり企業の新事業、また、新商品の販売力を高めることを目的に中 小企業が保有します優秀な技術をもとに企業と企業を結びつけるためコーディネーター等 が 県内 2 7 4 社を訪問して、6 件の協業の成立をさせていただきました。

9ページ、(2)積極的な海外展開を行う企業冊子、英語版の作成事業です。特にすぐれた技術や製品を有します県内の物づくり企業を紹介する冊子「Toword The Global Niche Tops in NARA」を作成しました。今後、ジェトロをはじめとして、他機関が取材します海外企業とのBtoBマッチング等で配布し、海外への展開を支援をさせていただきたいと思っています。次は、(4)なら農商工連携ファンド事業です。独立行政法人中小企業基盤整備機構、また、地元金融機関と県との拠出により、25億円余りの基金を造成しています。その運用益を活用させていただき、中小企業と農林漁業者が連携して取り組みます新商品の開発、また、販路開拓事業について助成するものです。新たな新事業として9つ、全部で17件の事業者に対して助成を行いました。

12ページ、(7)戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)です。国の採択を受けた物づくり基盤技術の高度化に資します3件の研究開発プロジェクトに対して、事業管理機関として参画し、研究から試作までの事業管理を実施します。

13ページ、3経営基盤構築支援事業です。この中で主な事業として、(1)設備貸与事業です。中小企業の経営基盤の強化を図るため、設備投資に対する資金面の支援を行っています。また、(4) I Tセミナー開催事業です。この事業は、中小企業による I Tの導入と有効活用を促進するため、セミナーまたは研修会を開催して、参加者の 9 7 %の方から満足したというご回答をいただいています。

続いて、財務諸表の関係で17ページ、平成28年度決算報告で貸借対照と正味財産増

減計算書です。まず、貸借対照表の当該年度欄で I 資産の部、資産合計で、51億9,3 00万円余です。負債合計ではⅡ負債の部、44億7,900万円余です。Ⅲ正味財産の 部、差し引き正味財産合計 7億1,400万円余になっています。

20ページ、平成28年度決算報告書正味財産増減計算書です。まず、当該年度で、I一般正味財産増減の部で、経常経費の収益は、9億3,500万円余になっています。経常費用で、21ページ、経常費用計10億8,500万円余となっています。最終正味財産期末残高で7億1,400万円余で、前年度が10億600万円余ですので、差し引き増減2億9,100万円余と減っています。主な原因としては、情報化促進基金が1億5,000万円、なら農商工連携ファンド事業の繰り越し運用益が1億3,000万円余の返還がありましたので、こういう形になっています。

以上で平成28年度事業報告の説明を終わります。

引き続き、平成29年度事業計画について、「平成29年度事業計画書、公益財団法人 奈良県地域産業振興センター」をごらんいただきたいと思います。

1ページ、平成29年度事業計画及び収支予算書概要です。先ほどご説明をさせていただいた「新輸出大国コンソーシアム奈良」、また、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業など、引き続き、働いてよしの奈良県の実現に向けて取り組ませていただきたいと思っています。また、今年度は先ほど申しましたコンソーシアム、またはワンストップ総合支援事業により、小規模事業者の強みを生かしながら売り上げ拡大について支援もさせていただきたいと思います。

主な事業をご説明をさせていただきます。2ページ、1経営力向上事業です。中小企業の経営力の強化、経営課題の解決のために専門家による個別指導、または情報提供など、記載の事業をさせていただきたいと思います。主な事業として、先ほどご説明した(2)②専門家派遣事業では、小規模事業者の初回の費用、相談費用を無料として、少しでも利用しやすくさせていただきたいと思っています。

3ページ、2企業価値向上支援事業です。企業価値の向上を図るために新事業の取り組みや新技術、新商品、新サービスの開発を支援するための記載の事業を実施させていただきたいと思います。

7ページ、3経営基盤構築支援事業では、小規模事業者等の創業または経営革新を図る ための設備投資の資金面での支援を行うなど、記載の事業を実施する予定です。また、同 時に債権管理を強化して、不良債権の発生防止に努めたいと思っています。 財務諸表の関係で、9ページ、収支予算書で合計欄、経常収益計は、8億7,342万円です。

10ページ、経常費用が8億7,800万円余で、当期経常増減がマイナスの544万円です。以上です。

平成29年度に6月定例県議会に提出させていただいております産業・雇用振興部の議 案に関する説明は以上です。ご審議のほどどうぞよろしくお願いします。

○福谷農林部長 それでは、続きまして、農林部関係の議案についてご説明します。第3 28回定例県議会提出予定議案をお願いしたいと思います。議第53号、報第1号、報第 20号はこの議案書で説明をさせていただき、報第9号から報第12号までは別冊の資料 で説明をさせていただきます。

35ページ、議第53号の市町村負担金の徴収について、農林部所管は、1つ目の県営土地改良事業です。地方財政法及び奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、工事により利益を受ける市町村に対し、受益の限度において費用の一部をご負担いただくというものです。対象事業は県営ほ場整備事業、県営農地環境整備事業、一般農道整備事業、県営ため池整備事業などを予定をしています。関係市町村は奈良市ほか12市町村で記載のとおりです。事業費は5億589万円、負担率は記載のとおりで、負担金額は6,961万2,000円となっています。

41ページ、報第1号、平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。農林部所管の一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。43ページ、第8款農林水産業費で、NAFICを核とした賑わいづくり事業から、46ページ、治山事業までの32事業で、繰越額は合計20億3,600万円余となっています。そのうち、国の補正予算に対応するなどのため、昨年度の補正予算に計上したことによるものが23事業で12億100万円余で、その他は土地の境界確定に係る地元調整や降雨で地形が変わったことによる工法検討に不測の日数を要したことなどによるものです。

49ページ、第13款災害復旧費で、農地及び農業用施設災害復旧事業と林道災害復旧事業において、繰越額、合わせて9,600万円余となっています。繰り越しの主な理由は、工事用進入路の設置に係る地元調整などにより、事業主体の事業におくれが生じたためです。農林部全体の繰越明許費は農業研究開発センター整備事業の進捗などにより、昨年度比7億3,300万円余の減となっていますが、繰り越しについてはより一層の進行管理の徹底に努め、早期完了に向けて取り組んでまいります。

93ページ、報第20号の地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。農林部所管分についてご説明します。

97ページ、自動車事故にかかる損害賠償額の決定についての5番目です。事故の概要としては、平成29年3月2日に磯城郡田原本町内の県道交差点で職員の運転する車両が出会い頭に衝突したことにより発生した自動車の損傷事故で、損害賠償額は4万8,498円です。今後は安全運転の徹底及び公用車の適切な管理について十分指導を行い、公用車使用中における事故防止に努めてまいりたいと思います。

続きまして、報第9号から報第12号に係る公社等の経営状況の報告についてご説明します。報第9号、奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告についてです。「奈良市場冷蔵株式会社、平成28年度業務報告書」をごらんいただきたいと思います。

1ページ、奈良市場冷蔵株式会社は、県中央卸売市場における生鮮食料品流通に不可欠な冷蔵施設を有する冷蔵倉庫会社として市場の円滑な運営と県民への食の安定供給に対して大きな役割を担っています。奈良市場冷蔵株式会社の資本金は1,000万円、うち県は490万円を出資をしています。事業の実施状況ですが、近年の市場離れ、市場外流通の増加など、厳しい環境のもと経営改善に努めてまいりましたが、依然厳しい状況となっています。取り扱い状況でありますが、保管収入高は1億8,319万円余で、対前年度比2.7%の増となりましたが、再保管収入などの収入減により、営業収入は2億7,682万円余と対前年度比10.1%の減となりました。

3ページ、財務の報告で、貸借対照表と損益計算書で説明をさせていただきます。まず、 貸借対照表ですが、左側の最下段、資産合計は、7,161万円余で、右側中段負債合計 は5,390万円余で、純資産合計は1,770万円余です。

4ページ、損益計算書で、保管収入など売上高は2億7,682万円余、売上原価は2億7,101万円余となっており、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益は、530万円余を計上をしています。法人税、住民税の納税、法人税等調整後の当期純利益は35万円余となっています。以上で業務報告書の説明を終わらせていただき、続きまして、平成29年度の事業計画書を説明をさせていただきます。「奈良市場冷蔵株式会社、平成29年度事業計画書」をごらんいただきたいと思います。

1ページ、平成29年度事業計画で、平成29年度についても、県民の食生活に寄与する必要不可欠な業務であるという使命感に立ち返るとともに、健全な経営環境を実現し、 新たな事業展開を行ってまいります。事業計画の概要ですが、前年度の課題認識を踏まえ、 場内貨物の保管スペースの適正案分を継続して実施します。また、場内取り扱い作業の見直し及び作業品質の向上に努めるとともに、引き続きローコスト運営を継続し、収益力の向上を図ってまいります。

2ページ、平成29年度収支計画については、収支計算書で説明をさせていただきます。 事業活動収入は基本財産運用収入ほかで、2億7,463万円です。今年度予算額中段の 事業活動支出は2億7,107万円で、事業活動収支差額は356万円です。事業活動収 支差額に事業外活動収支などを合わせて、当期収支差額は、本年度予算額、383万円と なります。

以上で奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告を終わらせていただきます。

次に、奈良県食肉公社の経営状況について説明をさせていただきます。同じく報第10 号、公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告についてです。

「奈良県食肉公社、平成28年度業務報告書」の1ページ、事業の実施状況についてご報告を申し上げます。平成26年4月から公益財団法人に移行をし、畜産振興と県民生活の向上に寄与するという公益目的に沿って衛生的な食肉の安定供給などに関する事業を行っているところです。センターの経営改革に取り組んできた結果、平成25年4月から当公社が直接実施していると畜業務については、はや3年が経過をし、その間、おおむね順調に推移をしており、施設管理業務を含め、効率的で透明性の高い運営に努めてまいりました。平成28年度は昨年度より3カ年の計画で取り組みを開始したセンターの基幹施設であり、重要な役割を担っている冷却設備の第2期更新工事を行い、平成29年度に工事の完了を目指して取り組んでいるところです。また、食肉処理施設における衛生管理手法のHACCP導入を見据え、自動手洗い器の増設のほか、生体洗浄機を新たに設置しました。今後も必要な設備改修を計画的に進めてまいりたいと考えています。

2ページ、平成28年度の取り扱い状況です。牛2,586頭、豚9,938頭がと畜 解体処理され、牛2,233頭、豚3,789頭が上場取引をされました。

5ページ、財務報告についてご説明を申し上げます。貸借対照表と正味財産増減計画書について、平成26年4月から公益財団法人に移行したことにより、公益目的事業会計と 法人会計の内訳についても示しています。

まず貸借対照表ですが、資産合計は35億7,586万円余、負債合計は1億8,86 2万円余、正味財産は33億8,724万円余です。

7ページ、正味財産増減計画書については、経常収支は基本財産運用益などで3億8.

861万円余となっています。

8ページ、経常費用は事業費及び管理費で4億2,597万円余、当期経常増減額は3,736万円余の減となっています。これは主に現金の支出の伴わない建物、構築物などの減価償却費分です。

以上で業務報告書の説明を終わらせていただきます。

平成29年度事業計画書について説明をさせていただきます。「奈良県食肉公社、平成29年度事業計画書」の1ページ、事業の実施方針について説明をさせていただきます。 県民に安全・安心な食肉の安定供給を図るため、近年世界的にも推奨をされている食品の衛生管理手法であるHACCPの認証を目指して、中核業務であると畜業務について衛生管理の徹底を図り、施設管理業務についても、衛生管理設備の改修及び老朽化した設備の更新を積極的かつ計画的に進めてまいります。

次に、事業計画の概要について、1ページから2ページにかけてご説明をさせていただきます。具体的には、HACCP認証の取得に向けて関係機関と連携の上、作成したマニュアルにより現場実践による検証や意識向上を図る研修などの実施、さらに計画的な衛生管理設備の改修や冷却設備の更新を進めるとともに、と畜頭数の増加に向けた取り組みや人件費などの経費削減により、効率的で透明性の高い運営に努めていきたいと思います。

一方、周辺地域の環境保全については、食肉センター環境保全対策協議会を通じ、地元 自治会等と必要な協議も行ってまいりたいと考えています。

3ページ、平成29年度の収支予算書について、ご説明します。収支予算書についても、 公益的事業会計と法人会計の内訳についてお示しさせていただいています。経常収支は基本財産運用益などで3億9,250万円余です。

4ページ、経常費用は事業費及び管理費で4億4,417万円余、一般正味財産増減額は5,167万円余の減です。この一般正味財産増減額のマイナス分は、建物、構築物などの減価償却費等に相当する金額です。

以上で奈良県食肉公社の経営状況の報告を終わらせていただきます。

続きまして、なら担い手・農地サポートセンターの経営状況について、説明をさせていただきます。報第11号、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況についてです。

「なら担い手・農地サポートセンター、平成28年度業務報告書」の1ページ、平成28年度事業報告についてご説明します。平成28年度は、意欲ある担い手への農地の集積、

拡大を図る農地中間管理事業を中心に事業を実施をしています。主要事業について説明します。まず、農地の集積、集約化では、農地中間管理事業で107件、75.8~クタール、担い手への農地の貸し付けを行いました。旧農地保有合理化事業は、農用地の貸借等を記載のとおり実施をしています。担い手の育成確保では、新規就農相談は56件あり、また、担い手育成確保支援事業、イチゴスペシャリスト育成確保事業と言っていますが、1名に実践研修を実施をしました。農業人材の活用では、4名の人材派遣を行い、担い手農家への農作業繁忙期の労働支援や6.5~クタールの耕作放棄地の再生作業などを行いました。詳細については、2ページから6ページに記載のとおりです。

9ページ、財務の報告ですが、貸借対照表と正味財産増減計算書でご説明します。まず、貸借対照表について、資産合計は1億3,665万円余、負債合計は1,026万円余です。10ページ、正味財産は1億2,638万円余です。11ページ、正味財産増減計画書についてです。一般正味財産について、経常収益は基本財産運用益などで6,241万円余です。12ページ、経常費用は7,243万円余、当期一般正味財産増減額は2,270万円余の減です。この一般正味財産として正味財産を合わせた正味財産期末残高が1億2,638万円余です。

以上で業務報告書の説明を終わります。

続きまして、平成29年度事業計画について説明をさせていただきます。

「なら担い手・農地サポートセンター、平成29年度事業計画書」の1ページ、平成29年度事業計画についてご説明を申し上げます。1ページから3ページに記載のあるとおり、農地の集積、集約化を図るため、担い手の確保、農地のマッチングを推進することとし、引き続き収入確保、経費節減に努めながら重点的に事業展開を図ることとしています。4ページ、平成29年度の収支計画について、正味財産増減予算書で説明をさせていただきます。一般正味財産について、経常収益は基本財産運用益等で2億1,820万円余です。5ページ、経常費用は2億2,374万円余、経常外収益費用を加除しました当期一般正味財産増減額は554万円余の減です。この一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高が1億4,498万円余です。以上で、なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告を終わらせていただきます。

続きまして、奈良県林業基金の経営状況について、説明をさせていただきます。報第1 2号、公益財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告についてです。「奈良県林業基金、 平成28年度業務報告書」をごらんいただきたいと思います。報告はこれで最後となりま す。

1ページ、I事業実施報告で、林業基金は基金造林事業により森林整備、木材生産機能の拡充はもとより、水資源の涵養、自然環境の保全など、森林の多面的公益的機能の発揮、就業機会の確保、林業労働力の育成確保に努めてきたところです。しかしながら、林業を取り巻く社会環境は年々厳しくなり、木材価格が低迷をしていることから、長期の収支見込みは大幅な赤字が予想されることとなりました。このような状況を受け、平成24年8月に奈良県林業基金経営改善検討会を立ち上げ、検討を重ねてきた結果、その後の理事会において、速やかな債務整理を進め、平成28年度末をもって林業基金を解散する方針が議決をされました。そして、平成27年5月に奈良地方裁判所で民事再生手続開始を申し立て、同11月に再生計画の認可決定が確定しました。その後は債務の整理をはじめとした再生計画を着実に進め、平成28年度は最終年度として、林業基金の解散後の県への事業譲渡が円滑に進められるよう事業の整理を実施しました。林業基金は平成29年3月31日付をもって解散し、現在は清算法人として清算手続を進めているところです。

2ページ、II事業の概要、1林業労働後継者育成事業で、記載の4つの事業、具体には 林業労働者への研修、助言、指導等の事業を実施しました。3ページ、2森林整備事業で ございますが、(1)基金造林事業においては、法的整理に必要な事務や契約者への説明 及び契約変更事務等を実施しました。以下、4ページまで記載のとおりの事業を実施をし ています。6ページ、財務報告で、貸借対照表と収支計算書でご説明をさせていただきま す。まず、貸借対照表ですが、資産合計は1億2,565万円余、負債合計は2,189 万円余です。7ページ、正味財産は1億375万円余となっています。14ページ、損益 ベースの収支計算書です。15ページ、正味財産期末残高は、前年度1億4,519万円 余に対して、4,144万円余減の当年度1億375万円余となっています。公益財団法 人奈良県林業基金の経営状況の報告については、以上です。

以上をもちまして農林部の提出予定議案の説明を終わらせていただきます。ご審議よろ しくお願いします。

- **〇松尾委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言をお願いします。なお、そ の他の事項について後ほど質問を行いますのでご了承ください。
- **〇今井委員** 林業基金のことでお尋ねしたいと思いますけれども、残になっております財産の今後の扱いはどのようになるのかを教えていただきたいと思います。それから、この林業基金の報告の17ページに、独立監査人の監査報告ということで書かれているのです

が、監査を行ったと書いてあり、一番最後の意見の表明のところに、継続事業の前提が成立していない点においては、適正に表示しているとは認められないがという書き方になっているのですけれども、この点はどのように解釈したらいいのかを教えていただきたいと思います。

〇熊澤林業振興課長 公益財団法人奈良県林業基金は、平成27年5月25日に民事再生 手続の申し立てを奈良地方裁判所に行い、同11月25日に再生計画の認可決定が確定して、民事再生手続に基づいて事務手続を進めた結果、平成29年3月31日をもって解散しました。現在、林業振興課内に清算法人を設置して、林業振興課長が清算人となり、5月末をめどに清算法人の終結に向けて清算手続を進めているところです。委員がお尋ねのとおり、平成29年3月末現在における林業基金の正味財産ですが、1億375万円余です。今後清算業務に要する経費を差し引いた残余財産は奈良県林業基金定款第39条の規定に基づき、県に贈与されることとなります。これにより、県が債権放棄した額が減額される予定となっています。なお、清算手続については9月末に終了する予定ですので、その際の残余財産の金額については、改めてご報告します。

それから、資料17ページの独立監査人の監査報告書で、継続事業の前提ですが、林業基金は今回解散します。通常、公認会計士が監査をする場合は事業が継続することを前提にしていますが、今回はあくまでも解散をするためにこのような記述をされたとお聞きしています。以上です。

- ○今井委員 今、清算法人ということで手続中とお伺いしました。県の持っている財産が、 1億3,000万円ほどあるのと、財産目録で、分収林や預かり金などの部分も残ること になると思うのですけれども、このあたりは今後どういう会計の扱いなのか、その点をお 尋ねしたいと思います。
- **〇熊澤林業振興課長** 財産目録の13ページ、分収育林の預かり金ということでしょうか。 これについては、県有林で行っていたつどいの森でオーナーからお預かりをしている資金 です。これについては、別途県に基金を設置をして、前回の議会で設置していただきまし た森林整備基金に新たなメニューとして基金を設置して、その中で管理してまいりたいと 考えています。以上です。
- **〇今井委員** いずれにしても、林業基金が解散されたので、これからは県としてこの事業 と同じようなことを継続されていくと思うのですけれども、やはりきちんとした計画のも とに進めていただきたいとお願いしたいと思います。

〇和田委員 1点だけ教えていただきたいと思います。

この奈良県食肉公社の報告書です。報告書というか計画書のほうを見たのですが、この 1ページ、2ページにまたがっている特に安全・安心の食肉の安定供給、この中で施設が 老朽化している状況を示唆されているように見受けられます。特に、HACCP認証の取 得に向けて取り組みをしてまいりたいとのことですが、HACCPについて、何がクリア できれば実現できるのか、現在の課題になっていることを教えていただきたい。

それから、この施設の将来的に衛生面での完備をした施設として稼働していくにはいつ ごろを予定しているのか、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

〇桜木畜産課長 奈良県食肉センターの施設整備について、今のところ、センターの基幹施設であると畜業務において一番重要である冷却設備について、平成27年から平成29年までの3カ年で17基の更新を計画し実施しているところです。平成29年度で、最終年度として8基の更新を予定しています。

食の安全・安心に対する消費者ニーズに応えるため、委員がおっしゃいましたHACC P認証の取得に向けて、さらなる衛生管理の徹底ということで必要な施設整備等に計画的 に取り組んでいるところです。具体的に言いますと、昨年度は自動手洗い器の増設、牛の生体洗浄機を設置したところです。平成29年度は自動ドア、消毒槽を4カ所に設置し、 枝肉の汚染防止の徹底に努めてまいります。

この計画は、平成32年度までの間で順次、衛生管理上必要となる施設整備の改修について計画的に実施していく予定をしています。

HACCPの件で、衛生的にするためのそれぞれの危害因子を決めて、その重要管理点をチェックするやり方で進めるということです。HACCPは、どういう基準をクリアしなければならないということではなくて、それぞれの施設に応じてHACCPを決めることになっています。以上です。

○池田委員 1点お尋ねしたいと思います。議第47号の奈良県経営革新計画等評価委員会の件です。先ほどのご説明で、この中で3番目と4番目、具体的には、3番目として、奈良県小規模企業振興基本条例第5条に規定する基本方針に基づき講ずる小規模企業の振興に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務と、4番目として、海外展開リーディングカンパニー表彰の選考に関する事項についての審議に関する事務をつけ加えられたということです。

詳しく教えていただきたいのですが、この2つをつけ加えられた目的、狙いをどのよう

に考えておられるのか。また、これを進めていくことによって、どのような効果、展開を 期待されるのかについて説明をいただきたいと思います。

〇林産業政策課長 附属機関である奈良県経営革新計画等評価委員会は、現在、経営革新 計画承認の審査、クラウドファンディングの補助金に応募された企業の計画内容を審査を して、知事に答申をいただいているところです。

審査においては、事業の新規性、市場性、収益性、実現可能性、経営実績などの観点から、申請のあった事業計画の内容を審査しているところです。

審査に当たっては、よろず支援拠点が2年前からあり、そこのチーフコーディネーター、ベンチャーキャピタルの支援をされている出資の方、弁理士、中小企業診断士などが委員として名を連ねていただいて、そういった経験を生かしてご審議をいただいているところです。

今回、新たに2つの事業が加わったところで、まず小規模企業振興基本条例を見直して、 小規模企業の振興に関する施策の中で、成功している企業の共通する経営ノウハウを体系 化、標準化して、冊子にまとめられないかというのが一つの事業です。もう一つは、県と しても海外への展開、特に輸出を中心にどんどん進めていきたいという思いの中で、海外 との取引、新市場の開拓で成果を上げている企業の表彰をして、そこに続いていただく企 業を多くつくっていくため、そのモデルを示していきたいというのがもう一つの目的です。

この2つの新規事業においても、新規性や市場性、収益性、実現可能性、経営の安定という今までこの委員会で見た視点で審査をしていただく必要があるというところで、現在、やっていただいている任務に加えて、同様の視点で審査をいただく必要があります。今回、もともとやっていただいている委員に新たに今回の新しい事業の審査、その選考をやっていただくということで、担任業務を加えたところです。以上です。

○池田委員 もう一点、加えたことによって、今ご説明いただいた狙いや目的があるわけですけれども、これによって県内の企業が、その意欲向上や、前向きにいろいろ事業展開を大きく拡大していただくことにつながることを期待されるということでしょうか。あるいはそれ以外に何か期待されることはどういったところがあるのか、教えていただけないでしょうか。

○林産業政策課長 新しい2つの事業がありますけれども、目的としては、先ほど申し上げたとおりで、今回新しくもともとの附属機関の委員の方々に、より一層そういった識見を生かした審査やアドバイスをいただいて、この2つの事業が有意義に小規模企業をはじ

め県内の中小企業者の発展、成長につながることになればいいと考えているところです。 以上です。

〇松尾委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ございませんか。

よろしいですか。

ただいまより付託を受けました各議案について採決を行いたいと思います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではお諮りします。

平成29年度議案、議第47号中、当委員会所管分及び議第53号中、当委員会所管分 については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案2件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

平成29年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第8号から報第12号及び報第20号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

農林部長から、奈良県農業振興地域整備基本方針の改定について報告を行いたいとの申 し出がありましたので、報告をお願いいたします。

〇福谷農林部長 それでは、奈良県農業振興地域整備基本方針の改定についてご報告をさせていただきます。

平成27年12月の国の農用地等の確保等に関する基本指針の改定に伴い、県において 農業振興地域整備基本方針の改定作業を行ってまいりましたが、昨年12月議会にご説明 させていただいた改定案について、農林水産大臣の同意を得て、平成29年3月に改定を しましたのでご報告します。

農業振興地域制度は、総合的に農業の振興を図ることが重要であると認められる地域に

ついて、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。そういったことを踏まえて、今回の改定に当たっては、奈良らしい農業の振興と企業誘致による雇用の場の確保など地域振興に資する土地利用調整に向け、農地マネジメントの推進を図る取り組みに関する県独自の考慮すべき事由を反映をさせていただいています。

資料の2枚目、平成26年現在の奈良県の農用地区域内の面積は、1万5,548へクタールとなっています。これに趨勢や施策効果並びに県独自の考慮すべき事由を反映した結果、平成37年の農用地区域内の面積目標を1万4,745へクタールとしているところです。改定後、平成29年5月17日には、基本方針改定に係る市町村説明会を実施しました。今後各市町村においては、農業振興地域整備計画の変更に着手する予定となっていることから、市町村において適正かつ円滑な計画変更手続が図られるよう支援してまいりたいと考えています。

以上が農林部の報告事項となります。よろしくお願いをいたします。

- **〇松尾委員長** ただいまの報告、またはその他の事項も含めて質問があればご発言をお願いします。
- ○和田委員 農林部にかかわって、2つの項目で質問します。

まず、第1項目ですが、大和牛の畜産振興とブランド力の強化ということで質問をしたいと思います。既に質問の通告はしていますが、9項目にわたっていますけれども、省略して4項目に限って、質問したいと思います。

現在、この大和牛は非常に供給が不足しているという指摘があります。生産目標を県として掲げているけれども、生産実績は、現実としてどのような状況かお示しいただきたい。また、供給が不足しているだけではなく、畜産農家も少なく、減少してきています。廃業も出てきています。生産を拡大できない原因は何なのかを、まずお聞きしたいと思います。 〇桜木畜産課長 大和牛は平成15年から流通を開始して、年間出荷頭数の目標は1,000頭です。当初は順調に推移し、具体的には平成21年は956頭、平成22年は942頭、平成23年は989頭まで順調に増加していたのですけれど、平成24年以降、肥育素牛価格、これは10カ月齢ぐらいの子牛になりますが、その高騰や飼料価格の高どまりにより、生産コストが増加し、生産者の飼育頭数が減り、出荷頭数が減少しているのが現在の状況です。以上です。

〇和田委員 生産を拡大できない原因は何かについても質問しました。これについては的

確な回答をいただいていません。また後で関連した質問をさらに行いますので、そのとき に答えていただければいいかと思います。

大和牛のブランド力の向上、あるいは大和牛の生産振興の支援ということでそれぞれ取り組まれています。例えば生産振興では、1頭の牛が大和牛であれば2万円を支給するという支援をする。あるいは、販売促進で、ブランド力の向上を目指して予算も計上されているわけですが、この大和牛は今人気が高まってきているわけですから、何としても大和牛の振興という意味ではブランド力を向上させる、あるいは、奈良県プレミアムセレクト、これは高値で取引されるようですが、こういった方面での力を入れていく必要があるのではないか。

現在この大和牛として認証できる牛の頭数は、この1年間でどのくらいのパーセンテージを占めるのか。また、プレミアムセレクトとして売買されるのは、何%ぐらいなのかをお示しいただきたい。それを聞かせていただくことで、大和牛のこのブランド力の向上や、生産振興の一端が見えてくると思っています。

〇桜木畜産課長 最初の質問の、生産拡大ができない原因ですけれど、例えば子牛でしたら、生産コストの、子牛価格が約6割、飼料費が25%を占めています。平成22年の宮崎県での伝染病である口蹄疫の発生や、平成23年の東日本大震災で、子牛の生産地帯である九州、東北がダメージを受けて廃業される方が多かったことで、子牛の絶対数が不足し、子牛価格が平成24年から高騰しています。現在、以前でしたら50万円前後でしたが85万円と、約35万円高くなっています。それで生産コストが高くなっていることで拡大できないのが、一番大きな原因となっています。

次に、和田委員からの2つ目の質問で、最初に、奈良県プレミアムセレクトを説明させてもらいます。現在、大和牛ではオレイン酸、これは風味、口溶けがよく、機能性でいいますと動脈硬化の予防ができると言われており、そのオレイン酸含有率が55%以上、脂肪交雑が、霜降り度で9以上、肥育期間が32カ月以上という3つの条件全てを満たしたものを奈良県プレミアムセレクトとして認証しています。

1年間ということでしたが、去年の12月8日から運用を開始して、平成29年5月末日までに285頭の大和牛が出荷され、そのうちプレミアムセレクトの3つの条件を満たしたのが24頭で、率で8.4%が認証されています。

どういう知名度向上の取り組みを行っているかということですが、平成29年度は奈良 県プレミアムセレクト販売促進事業で、一つは、ポスター、パンフレット等のメディアを 活用した販売促進に取り組もうと思っています。もう一つは、イベントで試食会などを開催して、大和牛のブランド力の向上と知名度の向上を図っていきたいと考えています。

次に、大和牛の生産振興について、和田委員がおっしゃっていただいたとおり、平成28年度から平成30年度の3年間、大和牛ブランド認証推進事業ということで、高品質な大和牛、プレミアムセレクトよりは少し緩くなっているのですけれど、格付4以上で、かつオレイン酸含有率が55%以上の生産者に対し、1頭当たり2万円の補助を行います。出荷されるとすぐに次の肥育素牛を買われますので、肥育素牛の導入費用を支援しているということです。平成28年度の実績で543頭出荷されて、2万円の助成を受けたのが256頭になっています。

こういう施策に取り組んでも、なかなか頭数がふえてこないので、今後は繁殖雌牛の全国的な動向や子牛価格を注視しながら、生産者をはじめ関係者と意見交換を行い、また、これは全国的な状況ですので、他の都道府県の状況も調査、研究しながら新たな取り組みについても今後検討していきたいと考えています。以上です。

○和田委員 今、大和牛は供給不足が続いていることは間違いのない事実だと思います。 どんどんこの大和牛の生産を拡大していく取り組みが必要ではないか。それが消費者ニーズに応えることにもなるわけですから、畜産農家にとっては非常に市場的にはいいのではないか。ところが、子牛1頭は、従来、4、5年前ならば50万円のような値段ですが、今では85万円になっていると。そんな状況で、この大和牛一頭あたり2万円程度の支援金で、果たして生産振興ができるのかどうなのか。かつては、平成23年度には1,000頭近くを食肉公社で扱っていたのが、今や543頭にまで減ってしまった。これは恐らく生産コストが高くなっているからだと思うのですが、焼け石に水のようなこの支援金でいいのかどうか。この認識をもう一度聞かせていただきたい。

そして、大和牛ということで認証した頭数のうち、8. 4%しかプレミアムセレクトとして売り出すことができないでとどまっている。私はもっともっと高品質の大和牛を供給して、プレミアムセレクトにどんどん送り込んでいける牛を育てていく必要があるのではないかと考えます。そうなると、今、牛を飼っている期間が非常に重要になってくると思うのです。現状、牛を飼っている期間がどのくらいで、プレミアムセレクトのレベルにするにはどのくらいの期間が必要なのか、お示しいただきたいと思います。

○桜木畜産課長 大和牛は、10カ月ぐらいで県内、県外から県内の肥育農家が購入して、 大和牛の条件は30カ月齢ですので、県内で20カ月飼われて出荷されれば大和牛の条件 は満たします。プレミアムセレクトの場合は、さらに赤身をおいしくということで、肥育 期間が長くなるほど味がよくなるので32カ月と、普通の大和牛よりも2カ月長く肥育す るように条件を決めています。以上です。

○和田委員 補助金制度にかかわってくる問題になるので、畜産課長は答えにくいと思いますので、農林部長にも答えてもらいたいわけですが、プレミアムセレクトには、あと 2 カ月の飼育期間が必要という話が出ました。それから、50万円から85万円に子牛が値上がりしているということでは、焼け石に水ではないかと感じられます。農林部長として、今後どのような支援を考えていかなければいけないのかを説明いただきたい。

○福谷農林部長 和田委員からご指摘があり、また畜産課長からも答弁をしました大和牛については、肥育期間が30カ月以上で出荷されたものであり、専門家から話を聞くと、できるだけ肥育期間が長ければ長いほど肉質がよくなるということです。つまり、奈良県プレミアムセレクトになる肉がふえてくる可能性がある。ただ、現実問題としては、その子牛の購入価格が50数万円から80数万円になっている高騰の中で飼育農家は牛を育てて、長く育てればいい肉ができて高く売れるのはわかっているけれども、恐らく現実問題として、生活と比べたときに、なかなかそれがしんどいという実態が、農家の方に直接話を聞いて明らかになってきました。

決して口答えをする意味ではないですが、2万円が焼け石に水とは我々は思っていないですけれども、より効果的な補助、支援をどういう形でさせていただいたらいいのか、当 然我々としては考えていかなければならないと思っています。

その中で、先ほど畜産課長も申し上げたように、子牛の高騰は奈良県に限らず全国一律の背景がありますので、ほかの府県はどういう補助をされているのか、一例を申し上げますと、いわゆる増頭といい、頭数をふやせばそのふやした分に対して補助をするというものがあります。ところが、奈良県の農家にとって頭数をふやすことが実際できるのかどうかを考えたときに、非常にしんどい部分もあり、いろいろな例を収集し、研究をさせていただいて、なおかつ農家とも意見交換をしながら、より具体的な、もちろんお金の面でも支援もありますし、また技術的な部分での支援もあろうかと思います。今後そういう研究もあわせてやってまいりたいと思っていますので、ご理解をいただけたらと思います。以上です。

〇和田委員 問題は非常に絞られてきたように思います。私は、ことしの2月議会でもこの問題を取り上げました。畜産振興については、生産コストを上回る形で大和牛を生産し

て、食肉公社へ、それから市場へと出回る。そのときの買い上げ価格が上がれば、もうかるわけだから、畜産農家としてもいいのではないか。それから、プレミアムセレクトも、もっと2カ月、3カ月と持ちこたえることで牛を育てていく。そういうことについては、もちろん飼料、労力がかかりますから、その支援を補助金や融資など、いろいろなやり方で対策を講じてはどうかという提案もしました。今、農林部長から認識、考え、これからの対策の考え方をいただきました。それらのことは私はよしとしますけれども、しかし、何としてもこの子牛が50万円から85万円になった畜産農家に、高い生産コストの対策はしっかりとやらなければいけないし、もうかる畜産農家ということで、さらにこのプレミアムセレクトに乗る牛を生産できるように応援してもらいたい。来年にはこの方策が具体化されるように期待をしたいと思います。

また、状況を見て、9月議会、12月議会がありますから、そのときに必要とあれば質問をさせていただきたいと思います。

それから次に、食肉センターのHACCPの話ですが、食肉公社の衛生管理については、HACCPをにらみながらの衛生管理を強化していますという答弁をいただきました。しかし、基本的には設備が老朽化していることを、一番本質的な問題として考えなければならないのではないか。この点を、畜産課長、あるいは農林部長どちらでも結構ですからお答えいただきたい。

○福谷農林部長 この件についても、先ほど和田委員からお話も、ご意見もあり、また畜産課長も答弁をさせていただきました。もとより我々もこの食肉センターの施設についてはかなり老朽化していると十分意識もし、順次、特に衛生面に留意をしながら改修も続けているところです。その中で何とかそのHACCPの取得に向けての努力をしているわけですが、最終的に恐らく委員がお述べの部分については、改修、新築もあわせて考えるべきではないかという問いだと思います。その点については、なかなか一足飛びに改修というわけにはいかないとも当然思いますが、今のところはHACCPの認証取得、また先ほど来ご意見もいただいている大和牛の増産について、まずは努力をして、それらを経た上でいろいろまた検討する形になるのではないかと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

〇和田委員 2つ目の項目に入らせてもらいます。

先日、本会議で代表質問か一般質問か忘れましたが、鳥獣被害の農作物に対する影響の 質問が出ました。私はそれなりにいろいろと情報を得て、また相談も受けている内容も踏 まえて、ここでも、もう少し具体的にお聞きしたい。質問の中には重複することもあるかもしれませんが、そこは簡単に答弁いただくことにして、ほかの質問がいろいろとありますので、よろしくご回答願いたいと思います。1つ目は、農作物の被害状況、経済損失は、どのくらい起きているのか。去年、あるいはおととし、わかっている範囲での数字を出していただきたい。これは本会議でも出ましたが、再度お願いします。

それから、2つ目には、この鳥獣被害対策は農林部だけの問題ではなく、実は、植栽、あるいは観光振興で取り組まれている花きという方面にも影響が出ています。また、中山間地では、イノシシがぶつかってきたり、交通事故が多々あるようです。交通安全という面でもこの問題を考えなければなりません。観光振興という意味では、宇陀市の仏隆寺で、10万本が無残になったという話が出ています。この10万本は、そちらでも既に認識はされていると思いますけれど、ヒガンバナです。いろいろあるのですが、とにかく根からやられてしまうという、花を食いちぎられてしまうというものもあります。そういう意味で観光振興の対策、交通の対策でも、この鳥獣被害の対策は進んでいるのかどうか。関係方面の部局と打ち合わせができているのかどうか。これだけ一つ答えていただきたい。

それから、猟友会の関係ですが、今、鳥獣捕獲対策ということで、この団体に協力をいただいています。しかし、猟友会は、本当に協力的に頑張ってくれていますけれども、しかし、さまざまな条件があって、この鳥獣に対するけもの関係の動物、野生動物については本当に規制があったり、なかなか捕獲しにくい。あるいは逆に言えば、生まれてくる野生動物に追いつかないほどの捕獲する頭数が十分ではないのではないかと思うわけです。 猟友会会員も高齢化し、銃規制も非常にきついこともあります。現状のままの捕獲の仕組みについて、これで十分なのかどうなのかについてお答えをいただきたい。

ここまででひとつお答え願えますか。

〇田中農業水産振興課長 和田委員からのご質問にお答えします。

まず、1点目は、鳥獣被害の状況で、平成27年度の市町村から報告いただいている野生鳥獣による農作物被害については、被害面積が359ヘクタール、被害金額が1億9,800万円であり、被害ピークと比較しますと、報告自体は減ってきている状況です。

2点目については、鳥獣被害は農作物だけではなくて、観光面並びに交通安全面という 形で被害はあるということですけれども、観光面については、先ほど委員からもありましたように、仏隆寺でヒガンバナ10万本が、ニホンジカやイノシシに食べられたり踏み荒らされたりしたと聞いています。これについては、その翌年、平成27年からイノシシな どの侵入を防ぐ防護柵を設置するとともに、球根を植えかえて景観の回復を図る取り組み を実施しています。

また、交通安全面については、ニホンジカやイノシシなどの生息が高くなった地域においては、公道への出没もふえており、自動車の衝突事故も多数発生していると思って、警察にも問い合わせたのですけれども、なかなか何件という形でお示しすることは難しいと思っています。

今後とも、観光及び警察という農作物の被害とは関係ない部署についても連携するとい うことで、委員の提案を受けて、やっていきたいと思っていますので、よろしくお願いし ます。

最後3つ目は、鳥獣の捕獲について、今のところ猟友会が主となってやっているけれど も、それで十分かということでした。

奈良県猟友会については、今、一般社団法人に移行しており、一つは有害鳥獣の捕獲も やっていただいておりますけれども、わな猟、猟銃技術向上講習もやっておられます。本 会議でも申しましたけれども、平成27年度の有害捕獲数については、ニホンジカは5, 564頭で平成以降で最高、イノシシは4,043頭で2番目の実績となっており、猟友 会の皆さんの協力のおかげでできていると思っています。

ただ、これで十分かというと、なかなか計画どおりには進んでいない状況もありますので、検討、研究させていただきたいと思っている次第です。以上です。

〇和田委員 これで対策は十分なのかと問われれば、まだまだ検討する余地があると理解 しましたが、いずれにしても、重要なことは、どんどん生まれる野生動物に対して、捕獲 する側の頭数が、ふえるといっても、どんどん野生動物が多くなるという結果になっては、 対策になっていないわけです。一番重要なのは、根本を絶つという意味で、野生動物を減 らすことです。厳密な実態把握をやってもらいたいとお願いします。

それから、次の質問に入ります。私は、猟友会の協力を得ています。広域市町村にまたがる地域ということで、例えば宇陀市で鳥獣対策が進んでも、その鳥獣の野生動物は隣の曽爾村や御杖村、あるいは三重県へと逃げ込んでいき、移動します。そうすると、広域市町村にまたがって対応をしなければならないのではないか。今は市町村単位を基本としての取り組みが進められているわけですが、これを広域市町村でやっていくことが必要だと考えます。そうなると、猟友会の協力も得ているけれども、奈良県がもっと乗り出してこの捕獲対策をする必要があるのではないかと考えますが、このことについてお答えいただ

きたい。

〇田中農業水産振興課長 和田委員がお述べのとおり、行政区域を越えて活動する野生鳥獣に対して、複数市町村が連携し広域的に対策に取り組むことが効果的であると考えています。県内においては、先ほどありましたけれども、宇陀市と三重県名張市が、宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会という広域協議会を組織されていますし、また県内の生駒山麓地域の生駒市、平群町、三郷町が信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会という形で2つの広域協議会が組織されており、防護柵の設置、捕獲おりの購入など、一斉捕獲日を設定して有害捕獲活動に取り組むなど連携して実施しており、捕獲の効率化を図っているところです。

また、県においては、高齢化により狩猟者が不足している黒滝村、五條市大塔町、野追川村において県が捕獲計画を策定し、地元の猟友会支部と林業関係者、認定鳥獣捕獲等事業者であります奈良県猟友会が連携するなどして、ニホンジカの捕獲を進める取り組みをモデル的に実施しているところです。今後とも広域市町村にまたがる鳥獣対策を推進していく所存ですので、よろしくお願いします。以上です。

○和田委員 県として、積極的に取り組みを進めているし、また進めなければいけないという認識をいただきました。そうすれば、私から提案です。猟友会に頑張ってもらっているけれども、例えば季節、シーズンを問わず、狩猟を解禁する特区を設けて、いつでも捕獲をしていくという規制を外したものができないものか。そして、そういうところへ入っていくのは、県が4~5人程度のプロハンターを組織して、委嘱してこの捕獲に入ってもらうやり方もあるのではないか。その点で、もっと具体的に踏み込んで県が捕獲に力を入れる方法があると思うのですが、私が提案した内容については、どうお感じになりますか。 ○田中農業水産振興課長 鳥獣捕獲について、狩猟として捕獲する場合については、今11月15日から2月15日の期間ですが、イノシシとニホンジカについてはこれを3月15日まで1カ月延長してとれるようにしています。また、それとは別の有害鳥獣の捕獲については、市町村が猟友会支部等に依頼して、いつでもとれるようになっていると認識しています。

先ほど和田委員が言われたプロハンターについては、他府県の事例を見てみますと、宮崎県では県が非常勤職員2名を雇い入れて、いわゆる公務員ハンターという形でやっている事例もあると聞いています。今後とも県外の事例等を情報収集して、研究していきたいと考えている次第です。以上です。

○和田委員 被害総額が2億円という額です。これに対してプロハンターを雇ったら年間 プロハンター1人1,000万円、それが2人か3人雇っても2,000万円から3,0 00万円。これは大きな経済的な貢献となるのではないかと思います。真剣に考えていた だきたいと要望し、あわせて検討もしていただきたいと思います。

あと、2点にまたがって最後の質問とします。1点は、鳥獣類の捕獲に対して奨励金制度はどのようになっているのか、問題は抱えていないのか、問題があるとすればどういうものかをお示しいただきたい。

それから、獣類、けもの類の活用について、今ジビエ料理を頑張っていただいています。 これは大変いい有益な取り組みだと思います。毛皮革の活用はできないのか。毛皮革とい えば、宇陀市に毛皮革工業団地という、しっかりと地元の毛皮生産者と手を組んで頑張っ ていただいているところがあるわけで、そことの連携による活用も考えられるのではない かと考えますが、この活用状況がどうなっているのかお示しいただきたい。

〇田中農業水産振興課長 和田委員がお述べの1つの問題、今の奨励金等に問題があるかということですけれども、現在、有害鳥獣捕獲のための報奨金等については、国の事業である緊急捕獲活動の経費を助成している鳥獣被害防止対策事業、有害鳥獣駆除事業という、市町村が実施する有害捕獲活動の助成という大きな事業があるのと、森林環境税を活用している雌鹿の有害捕獲の報奨金を助成する事業のほか、各市町村が実施する単独事業があります。

問題があるかどうかというご質問ですけれども、私も来て3カ月で、このあたりの課題を含めて、市町村並びに猟友会、団体等に聞いた上で、課題を整理して次の事業につなげていけたらと思っている次第です。

また、ジビエの活用に関して、ジビエとして野生獣肉を取り扱う場合には食品衛生法による営業許可が必要で、それを取り扱う食肉処理施設は、平成29年4月現在で25施設あって、うち21施設が稼働しています。その中で大きなところでいえば、五條市、上北山村、天川村にある施設の3カ所になっています。その中で、五條市にある施設は、ペットフード原料用として解体残さを活用しているとともに、ホームページ上で見たのですけれども、解体残さの鹿革をセーム革に委託加工して販売する取り組みをしているところです。

今後ともジビエの活用を積極的に実施していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。以上です。

〇和田委員 毛皮革との関係はどうですか。

〇田中農業水産振興課長 毛皮革の関係などでも、先ほどおっしゃいました宇陀市の毛皮 革工業団地協同組合との連携ですけれども、今のところ、実際問題として農林部農業水産 振興課として連携していませんので、検討、研究していけたらと思っている次第です。以 上です。

〇和田委員 検討課題、未知の取り組んでいない課題があることがわかりました。これからさらにこの方面での取り組みを強めていただきたい。中山間地の農業被害額は2億円近いと言っているわけだから、過疎地がますます過疎になっていくことにもなりかねません。そういう意味で対策を充実していただきたい。このことをお願いして、私の質問にかえさせていただきます。

○藤野委員 数点質問します。この5月で奈良県中央卸売市場が開設40周年を迎えました。これを祝って式典や、市場祭りが開催されました。祭り当日は県民約4万人以上の方々がお越しになり、それぞれの食物、ワークショップも含めて楽しまれました。

やはり40年たっていますから、当然施設の老朽化も進んでおり、今、検討委員会や協議会、審議会でさまざまに議論をいただいていますが、にぎわいのある市場づくりということで、県民の親しみのある市場にしていこうとご努力をいただいています。さらにこの40周年の節目にこの市場のさらなる充実に向けて大いに取り組んでいただきますことを要望申し上げながら、数点お尋ねします。

まず、1点目、企業誘致について、この委員会で以前からお聞きしています郡山ジャンクション周辺、昭和工業団地周辺のいわゆる工業系ゾーンといわれる場所において企業誘致が進められています。問い合わせが絞られてきている中で、折衝も絞られて2件か3件くらいだとおっしゃっておられたと記憶しているのですけれども、現状はどのようになっているのか、まずはお聞かせをいただきたいと思います。

2点目は、企業の後継者不足、後継者難ということで、これは以前にも本会議で質問したことがあるのですれけれども、また4月末ぐらいに新聞にも掲載していました。県内企業の後継者に関する調査でアンケートに答えた企業の4分の1で後継者がおらず、うち4割は廃業も視野に入れていることなどが明らかになったということで、大変状況は厳しいのであろうと受けとめたわけです。県はマッチングにも力を入れたいというコメントも掲載されていますが、特に奈良県は小規模企業が多い一面もありますし、高齢化によって後継者も不在が多いと思います。また、今、代表者が65歳以上70歳未満が約43%で、

半分近くがそのような年代の代表者が多く、先ほども申しましたが、大変厳しい状況だろ うと思います。これについてコメントをいただきたいと思います。

続いて、働き方改革についてお聞かせいただきたい。これは長時間労働、あるいは若者、女性の労働というさまざまな観点で捉えられていますが、気になる記事があり、長時間労働が恋愛にも影を落としていると出ているのですが、これは決して笑い事ではないと思います。今の若い方々が長時間労働で苦しんでおられる中で、なかなか恋愛もできず、あるいは恋愛していても非常に困難なおつき合いになっていく中で、結婚まで至らないとなれば、少子化という点にもつながってまいりますので、決して笑い事ではないと思います。

あるいは非正規について非正規も5年超えれば無期転換ルールがあるということを約8 5%の非正規雇用の方々が知らなかったという、気になる新聞記事もありました。ここも 問題があると思っています。

長時間労働及び女性、若者、そしてまた非正規、さまざまな雇用の働き方の問題がある と思います。アンケート調査を県はされていますが、今の実態をまずはお聞かせいただき たいと思います。以上です。

〇箕輪企業立地推進課長 私に対しては、工業ゾーン創出プロジェクト、郡山下ツ道ジャンクション周辺に関してお問い合わせです。お答えさせていただきます。

工業ゾーン創出プロジェクトについては、大和郡山市のエリアにおいても、ことし3月までに意向調査に着手したところです。ただ、地権者の数も多く、現在意向調査の結果の取りまとめを行っており、最終的なエリアの確定はもう少しかかる状況です。

そのような中で、企業の引き合いのご質問を伺ったわけですが、ここの工業ゾーン候補 地に限らず、例えば大和郡山市周辺を立地先として希望されている企業は、以前は数社ぐ らいと申し上げましたけれども、現在は10社余りあります。業種を申しますと、食料品 製造業や化学工業など、幅広くお問い合わせをいただいているところです。企業からの問 い合わせが、いろいろ寄せられている中、そういう立地意欲の機会を逃さないよう企業誘 致に努めたいと考えています。以上です。

〇前野産業振興総合センター所長 企業の後継者に対する取り組みについてお答えします。 県内の中小企業が、後継者の不在等により、事業承継が困難になってしまうことは、本県 経済、産業の振興、雇用確保の観点から、大変深刻な問題であると認識しています。

藤野委員がおっしゃいましたように、昨年、県が実施した企業の後継者実態調査結果を 見ますと、回答企業1,342社のうち67社が後継者が不在であり、事業承継を希望す るという回答があり、事業承継支援の必要性が浮き彫りになったところです。事業承継支援については、当産業振興総合センターが核となり、経済団体、金融機関、市町村など45の支援機関で構成する創業支援ネットワークを構築して、創業支援とあわせて後継者問題についても支援を実施しているところです。

具体的には、公益財団法人奈良県地域産業振興センターにあります奈良県よろず支援拠点、また奈良商工会議所にあります事業引継支援センター、そして雇用政策課に設置されている奈良県プロフェッショナル人材戦略拠点等との連携により、後継者不足に悩む企業から相談を受けて、人材や承継企業の情報提供、マッチングを行っています。平成28年度は16社、今年度はこれまで2社から相談を受けています。

また、金融機関とも県内事業者の経営支援連携に関する協定を締結して、後継者育成支援や事業承継支援等について連携して取り組みを進めています。

後継者実態調査では、県に求める支援として最も回答の多かったのが相談体制の整備で、26.1%です。それに次ぎ後継者対策セミナーの開催が、17.5%の回答があったことを受けて、中小企業の経営者や後継者を対象として、次代に次ぐ事業承継等をテーマとしたセミナーを開催することとしているところです。以上です。

〇石井雇用政策課長 長時間労働、若者、女性の就業の状況についてお答えします。

まず、長時間労働の現状ですけれども、労働時間実態について厚生労働省が実施している毎月勤労統計調査によりますと、一般労働者について、実労働時間の総数は平成28年の月平均で、全国は168.7時間に対して県内事業所は167.9時間となっています。また、そのうち所定外労働時間、いわゆる時間外労働時間ですが、この平成28年の月平均については、全国が14.4時間に対して県内事業所は11.3時間となっており、本県のほうが短い状況となっています。

続いて、若者の就業実態ですが、奈良労働局が発表した平成29年3月末の県内高校生の就職内定率は、前年同月比で1.4%増の99.2%と22年ぶりの99%台となっています。また、県内の大学生の就職内定率は、前年同月比で1.1%増の過去最高値の94.5%となっています。このように新卒者の就職内定率はいずれも高い数字となっています。

また、奈良労働局の管内の求職者数の動向を見てみますと、39歳以下の求職者数は、 平成27年度で1万9,492人でしたが、5年前の平成22年度の2万9,584人と 比べて約1万人減少して、減少率は約34%となっています。40歳以上の求職者数の減 少率は約14%ですので、特に若者の雇用環境はよい状況になっていると考えています。

続いて、女性の就業実態については、今月中旬に公表された平成27年の国勢調査によると、女性の労働力率は44.1%となっており、5年前の平成22年の調査よりも0.7ポイントの上昇です。全国の女性の労働力率は50.0%で、依然として本県は低い状況ですが、5年間の延びについては全国が0.4ポイントの上昇ですので、それよりも高い伸び率となっています。

また、藤野委員がお述べの労働契約法の関係ですけれども、平成24年にこの法律が改正されて、法改正後5年が経過し、平成30年4月以降にその有期契約社員の無期転換ルールが発効される状況ですので、県としてもその動向を注視したいと思っています。今後、職場環境調査の中で無期転換ルールの対応状況を確認していくこととしています。以上です。

○藤野委員 まず後継者不足の件については、非常に厳しい状況だとお伺いしました。片や企業誘致で企業に来ていただいて雇用をふやしていく。一方で、廃業になって雇用がなくなっていくということにもしっかりと取り組むことも大事なことなので、今取り組んでおられる後継者難の企業、あるいは事業所等々についてのマッチング、高度人材も活用しながらこれからも大いに取り組んでいただきたいと要望します。

企業誘致の件で、これも先ほど申し上げましたように、雇用の部分については大変大きなものがあるだろうと思います。10社ということで以前聞いているよりもちょっとふえていると思います。先般、大和郡山市長選挙があり、選挙戦ではどの候補者も人口減少について、企業を誘致して雇用をふやして若者の人口流出に歯どめをかけていくということを、おっしゃっておられましたし、当選された現職の市長も、新工業系ゾーンの創出ということを公約の一つに掲げておられました。まさしくあの辺の郡山下ツ道ジャンクション周辺の工業ゾーン、あるいはそれに位置している工業用地も含めて、さらに確保しながら、市も当然連携をしながらの取り組みでありますけれども、大いに企業誘致に引き続きの努力をしていただきたいと、このこともお願い申し上げます。要望とします。

最後に、働き方改革について、若者、女性、長時間労働についての奈良県の今の数値を お聞きしますと、全国平均に比べると奈良県はまだよいほうだと捉えました。ただし、何 をどういう数字の中でそれが本当にいいのだろうかということを、ちょっと疑問視してい る。片方の企業でかなりの長時間労働をしながら、片方はそうではない部分との平均です から、ここも難しい話で、当然そういう調査もされていると思います。特に長時間労働は 県でもいろいろと調査されているとお聞きしていますし、企業に対しての研修やセミナーの開催などもしておられるとお聞きしました。さらなる取り組みをしていただきたいと思います。

それと、女性の就業について、新しい働き方として、以前もテレワークの取り組みなどもお聞きしました。さらに、何か女性の活躍促進等々に向けての女性の働き方改善の何か県の取り組みがあればお聞かせいただきたいのが1点と、テレワークの現状、それに向けての取り組みについてもお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

〇石井雇用政策課長 まず、テレワークの現状についてお答え申し上げたいと思います。 テレワークですけれども、現在天理市と三郷町と生駒市の3つの市及び町がテレワークに 対応しますサテライトオフィスを開設して推進しています。

天理市においては、平成28年3月に天理市テレワークセンターを開設して、現在4社 が定期的に利用していると聞いております。

また、三郷町においては、平成28年12月に奈良サテライトオフィス35を開設して、 現在7社が長期契約で利用している状況と聞いています。

生駒市においては、平成29年3月に生駒市テレワーク&インキュベーションセンター イコマドを開設して、現在3社が定期的に利用している状況と聞いています。

また、県が昨年11月に行った調査によりますと、県内事業者のうち11の事業者がテレワークを実施している旨把握しています。

テレワークの推進に向けたこれまでの県の取り組みとしては、平成25年度から平成26年度にかけて、県内企業1,100社以上と県内在住の従業員のいる近隣府県の約250社に働きかけを行い、テレワーク制度の啓発を行いますとともに、25社に対して制度導入の支援を行いました。

また、テレワークの関係については、社員・シャイン職場づくり推進企業の中でもそういった登録項目と、部門別表彰の項目も設けて、今まで3社を表彰して啓発を進めています。

今年度は、来月12日に総務省近畿総合通信局と共催で、テレワークの推進に向けたセミナーを開催する予定としています。こういった状況です。以上です。

○藤野委員 引き続いての取り組みをよろしくお願いいたします。

最後に、行政と、労働者、あるいは企業等々で構成されています働き方改革推進協議会では、さまざまな協議や議論などをされていると思うのですけれども、今後この協議会が

どういった取り組みを方向性として考えておられるのか、お聞きします。

〇石井雇用政策課長 平成28年3月に働き方改革推進協議会を設立し、これまで2回開催しています。2回目の協議会で出たさまざまな意見を踏まえて、今年度働き方改善に係るセミナーを10回程度開催する予定としています。その中では、働き方改善が、生産性の向上や人材の確保につながる経営面の利点があるという認識を広めますとともに、具体的な実践方法について情報提供していきたいと思っています。

また、県内事業所からの要請に応じて、社会保険労務士等の専門家を派遣する事業も予定しており、その中で県内事業所における取り組みを支援してまいりたいと考えています。 さらに、業種や職種ごとの実態をよく把握して、それに応じた課題解決の糸口を探求することが重要ですから、各担当課が主体になり実態把握を進めているところです。今後そういった研究成果を含めて協議会の中で働き方改善に向けた議論を深めていきたいと思っています。以上です。

- ○藤野委員 大いに期待申し上げて質問を終わります。
- **〇今井委員** それでは、質問させていただきたいと思います。

最初に、咲良史歌鹿のブランドの服について、私はきょうその咲良史歌鹿のジャケットを着てきたのですけれども、葛の捨ててしまう繊維と和紙を練り込んだ糸で織り上げたということで、奈良の何か自慢できるものができたらいいなというところにこういうものが開発されたので、私は大変喜んでいるのです。もっと普及させたいと思ってブログで紹介したところ、どこで買えますかという問い合わせが来たのです。それで、そこに行って聞いたのですけれども、まだ在庫で残っている分については販売が可能だけれども、どこに行って買えるという状態になっていないことがわかりました。いろいろ話を聞いていましたら、大量にしかももうこの形のものをつくってくれと縫製するところだったらあるけれども、小規模でデザインまで考えてつくってくれというところはなかなか難しいという話も聞き、奈良県は小規模企業振興基本条例をつくったのですけれども、まさにこうしたところを流通に乗せていける取り組みの中で、いろいろ地元の小規模のところを生かしていけたらいいと思っています。大変涼しくて着やすいのですけれども、ちょっと値段が高いという印象はありますが、ぜひそういうことを進めていっていただきたいと思っていますので、その点で何かご意見がありましたらお尋ねしたいと思います。

〇堀辺地域産業課長 咲良史歌鹿の宣伝をしていただいているということで、ありがとう ございます。おっしゃるように、奈良県にゆかりのある品物ということで、これから売り 出していきたいと業界を挙げて頑張っているところです。

ただ、おっしゃるように、糸も自身で開発した新しい糸で大量に生産できないという問題も抱えており、こういう部分をクリアしていきますと、一定のロットのものが生産できて市場に供給できると思っています。

販売については、今井委員がご指摘のとおりの現状で、申し上げたような事情がありますので、一度に大量の納品は難しいのですけれども、これから県内でも徐々に販売できる箇所をふやしていこうというところです。例えば今話を進めていますのは、明日香村にある県の万葉文化館ミュージアムショップ、近鉄奈良駅前にありますきてみて奈良ショップなどで、大量の販売は今申し上げた供給体制が整うまで難しいのですけれども、小物類などを中心に販売して認知度を高めていきたいと業界も考えていますので、県もバックアップしていきたいと考えています。以上です。

〇今井委員 需要はきっとあると思うので、ぜひもっと P R して販売ルートに乗せていた だくようにお願いしておきたいと思っています。

それから、高田のエルトピア中和で、労働会館の1階の大会議室のクーラーが今故障しており、利用しやすい会場ですが、夏場にクーラーがないと利用できなくて大変困っていると聞いているのですけれども、この件に関して県はどのようにされようとしているのかお尋ねしたいと思います。

〇石井雇用政策課長 中和労働会館の大会議室のエアコンについては、現在、今井委員が お述べのように故障しており、利用者の皆様に大変ご迷惑をおかけしているところです。 お述べのように、夏場は利用に支障もあることから、申し込み時にはエアコンが故障して いる旨をお伝えした上で受付をしています。

エアコンの故障原因ですけれども、大会議室の床下配管からの漏水と思われるために、 大会議室の床を外して修繕することが必要です。また、冷暖房の設備は建設当初の設備で、 交換部品が入手できないことから修理ができない状況です。全面的な設備の更新について は、概算で約3,000万円ほどかかると見込まれており、また、より簡易な対応策であ る大会議室のみの冷暖房機器の設置についても、概算で約300万円ぐらいかかるので、 予算の確保も含めて、設備的な内容を検討しているところです。

〇今井委員 大規模なものでなくても、家電のところに行きましたらエアコンがいっぱい 売られていますので、とりあえずしのげる対策を早急にしていただきたいと思いますけれ ども、その点についてはいかがでしょうか。 **〇石井雇用政策課長** 今井委員がお述べのように、簡易な方法も検討したわけですけれど も、大会議室自体が面積的にも広いので、やはり先ほど申し上げましたように、簡易なも のであっても約300万円程度が必要で、その予算の確保をどうするかを現在検討してい ます。以上です。

〇今井委員 やはり県の施設として県民の皆さんに利用していただくことになっていると ころですので、できるだけコストを安くして、何とか利用できる方法を検討していただき たいとお願いしたいと思います。

それから、農産物の価格保障制度ですけれども、これについては、農林水産省が2018年から米の生産目標数量の配分を中止して、米の作付10アール当たり7,500円の直接支払いの交付金を廃止をする方針が示されています。これに対して、全国の農民連などでは、今農業を続けていくにはこの価格保障が必要だから廃止をしないでほしいという声が上がっているのです。いろいろと調べていましたら、新潟県が新潟県独自の価格保障制度を創設したということを聞いているわけで、奈良県の今の実態、そして廃止をされる方向ですが、今後はどのように考えているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

〇田中農業水産振興課長 今井委員から米の生産振興のことで質問がありました。委員が お述べのように、国は、米の直接支払交付金について平成26年産米から単価を10アー ル当たり7,500円に削減した上で、平成29年産までの時限措置として実施する旨周 知されているところです。

それに対して、平成30年産以降も制度が継続される経営所得安定対策については飼料用米の作付に対して10アール当たり5万5,000円から10万5,000円が交付されるなど、新規需要米等の作付に対する交付金として県内の取り組み農家に対して、平成28年度については約1億4,000万円が交付されているところです。

県では、交付金の廃止により農家所得が減少することがないように、生産コストの低減や販売単価の維持、向上対策についてより一層推進していきたいと考えています。具体的には、生産の効率化により耕作放棄地の増加に歯どめをかけ、生産コストの低減を図るために農地の利用集積を進めるとともに、集落営農や機械の共同利用について推進をしていきたいと思っています。

また、販売単価の低下を防ぐために、生産過剰とならないように飼料用米等の新規需要米の作付や、水稲に比べて高収益となる加工用野菜等の作付を引き続き推進したいと考えています。

それに加えて、やはり県産米の評価を高めるためには、品質の高い食味のよい米の安定 生産が重要であると考えており、農業研究開発センターが平成28年3月に作成しました、 土づくりや適切な施肥などの基本技術の励行などを整理した、水稲ヒノヒカリの高品質良 食味米生産のポイントに基づき生産指導をしっかりと行っていきたいと考えています。

あわせて、需要を促進するために、県産ヒノヒカリの味になれ親しんでいただくため、 県下の学校給食に100%供給しているところです。

さらに、国の制度になるのですけれども、全国的な豊作等により当年の販売収入額が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補填される、平成28年度については10アール当たり8,000円強が補填されていますが、収入減少影響緩和対策について農家の加入を進めていきたいと思っています。

今後とも水田農業の中心である米の作付面積を維持しつつ、農家の方々が米を安心して つくることができるように支援していきたいと考えている次第です。以上です。

〇今井委員 米については、本当につくったら原価を割るような収入しか入らないという話を聞いており、毎年、いつまでできるか、これが最後かもしれないと思いながら皆さんが田植えをしている。もし機械が壊れたらもうこれ以上続けられないという中で、奈良県の米づくりをされているわけです。

先日も高取町で地元の方と膝を交えていろいろ話す機会があり、周辺は田んぼがたくさんあるところですが、あと10年たったら一体どうなるのだという、不安の声も上がっています。奈良県で一番多い作付の品種といえばお米ですので、しっかり持続可能となる支援が必要ではないかと考えているわけです。

新潟県の場合は、集落営農組織に10アール当たり1万5,000円を上限に支給するということで、まだ具体的には3件だけが対象ですけれども、3年間継続するということが始まっており、今後それがうまくいけば、もっと国にも働きかけたり、この対象を広げたりしたいということですが、こうした取り組みが非常に農業をやっている方に対しては励みになっていると聞いています。

先ほど説明いただきました奈良県の農業振興地域整備基本方針を見たところ、平成26年現在の農用地区の面積が1万5,548ヘクタール、平成37年が1万4,745ヘクタールということで、793ヘクタール農用地が減るという計画が示されているわけです。 畑地と水田の区分がないのでその辺がよくわからないのですけれども、この農業のお米の果たしている役割は食糧だけではなく、奈良県の景観や、水源の問題、文化の問題など、 さまざまな面がありますので、国に、こうした廃止をするのではなく、存続をぜひ求めていただきたいと思います。県としてもこれが持続できる支援をぜひ考えていただきたいと思っているわけですけれども、農林部長に何か考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

○福谷農林部長 今、今井委員がお述べのように、いわゆる水田が果たす役割は非常に多面的な部分があると我々も認識しています。もちろん日本の原風景という景観に配慮した農地のありよう、また今も特に河川の治水対策の中で田んぼの役割が改めて見直されている状況になっています。いわゆる田んぼダムは、畦畔を多少高くしていただいて、排水升を改良することによって、一定の期間田んぼの中で水をためるもので、それ自身が稲作に特段影響がないこともわかってまいりました。田んぼの果たす役割は非常に大きな意義があるのは当然我々も認識をしていますし、米づくりについては引き続き支援をしていかなければならないと思っています。

ただ、一方、ご承知のように、奈良県自身は兼業農家率が非常に高い県となっています。 その農家の方が働く場も含めて考えていく必要があるのではないかというところから、先 ほどからお話が出ていますように、いわゆる工業ゾーンということも含めて雇用の場の確 保という視点に立って、農業を継続できる環境づくりという考え方も我々としては考えて いるところです。

一方、確かに平成29年度末をもって支援は終わるわけですけれども、引き続き意欲を 持って農業をされる方に対しては、農業水産振興課長から話しましたように、園芸作物へ の転換を図る。例えば、データが古くて記憶が定かではない部分あるのですが、10アー ル当たり米作ですと13万円ぐらいの穀高が、畑作にかえて野菜づくりをしていただくこ とによって、3倍、4倍になって、農家の所得に非常に高く影響するという実績も出てい ますので、そういう転換もあわせて考えていくような、総合的な意味でこれから支援を考 えていきたいと思っています。

ただ、今井委員がお述べの、新潟県が確かにそういう形でやられて、当然新潟県は本当に米どころで、環境の違いはあろうかとは思いますが、ほかの県のこともあわせて引き続き研究をしていきたいと思います。以上です。

〇今井委員 ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、吉野町の太陽光パネルの設置に関して、森林伐採のことでお伺いをしたいと思います。先日、県議会で山村議員が代表質問でも取り上げたわけですけれども、その後、

県からも現地にたびたび来ていただいているという話を聞いています。県では、どんな点を現地でチェックをされたり、町や、現場の事業者にどんな指導をされているのか、その 点をお尋ねしたいと思います。

○阪口森林整備課長 今井委員の質問にお答えしたいと思います。このことについては、本会議の代表質問で山村議員から質問があり、福谷農林部長がお答えしたとおりです。事業者は県の指導に従いつつ、その後、防災工事を最優先に取り組んでまいりました。あわせて、事業者は、地元から要請があれば説明会を開催するなど丁寧な対応をしています。結果、現在では、ゴルフ場開発時に設置された既設の調整池を含めて、防災堰堤、仮設の沈砂池等の防災施設が整備されている状況です。そういったところもあわせて実行しています。

県としては、事業者が、許可した計画どおりの開発工事を進めるよう注視をするととも に、あわせて巡回パトロールも実施しながら、周辺住民の安全・安心を確保したいと考え ているところです。以上です。

〇今井委員 私も現場に行きましたけれども、本当に西部劇に出てくる荒野かという風景が吉野の、ちょっと上を見たら奥千本のあたりの桜が見える位置に広がっており、本当にこれで大丈夫なのかという印象を持ったわけです。防災林の解除がされていると聞いたのですが、そこの地域は周辺にまだ緑が残っているのですけれども、もしその木がとれてしまったら、景観の上からも、災害対策の関係からも大変問題ではないかと感じたのですが、その点についてはどう県は考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○阪口森林整備課長 その点については、平成27年12月に許可申請が出されて、防災施設や調整池などの許可基準などに基づいて審査を行い、残すべき緑地森林も確認を計画でしながら、結果、適正と判断して平成28年2月に許可をしています。十分配慮された計画ですし、今のところはその内容を計画どおりに進捗をしていると思っています。以上です。

〇今井委員 あれだけの開発をするわけですから、当然、先に災害対策をきちんとやってから開発をするのが筋だと思うわけですけれども、天理市でも太陽光パネルの設置の関係で森林が伐採されて、下の田んぼに泥水が入ったから見に来てほしいということで見に行ったことがあり、そのときも先に伐採し、後から防災対策を行うということになっていました。手続上の順番はどうなっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

〇阪口森林整備課長 手続的には、許可の条件でもつけているのですけれども、まず防災

施設を優先して、伐採と並行してやってくださいと言っています。ただ、当然伐採をして 開発していく中で、ある程度の面積を伐採しないとそういう工事がなかなかやりにくいこ ともあります。ただ、確かにこの箇所については、適切でない部分もあったかもしれませ んが、その後は先ほど申しましたように、防災施設を鋭意、完成させていますし、できる 限りのスピードで事業を展開をしていますので、十分配慮されていると考えています。以 上です。

○今井委員 太陽光パネルを設置をするということですけれども、地図を見ますと青いところに幾つか遊水地をつくるという計画が、あるわけです。現地に行ったときに話を聞いたのですけれども、この遊水地は、全ての工事が終わって後からプールのような遊水地をつくって、この池の上にも太陽光パネルを張る計画になっているということで、そうなりますと、そのいっぱいいっぱいまで水が来たら、上の太陽光パネルに影響が出ますので、そんなにはためられないと感じるわけです。いずれにしても、今の段階で下のところに濁った水が来ているということを聞いています。奥六田川など、小さな河川が3本ほどあるので、その下の河川も見に行きましたけれども、人が2人手をつないだらもういっぱいになるのではないかというぐらいの狭い河川があり、本当に災害に対して大丈夫かという心配があるのです。こうした調整池の関係とたくさん雨が降ったときの対策については、大丈夫だという見通しになっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○阪口森林整備課長 現地については、防災施設として、仮設の沈砂池や、簡単なダムのようなものを設置をしています。一番問題とおっしゃっておられるのは、多分奥六田川といいまして、その中では一番開発行為地から水が流れ込む河川になろうかと思うのですけれども、そこについても防災施設を設置しています。また、仮に水が入ったときのことも考えて、河川には水位計と雨量計も設置をしており、特に水位計については警報装置付きになっており、事業者から地元住民、町、関係機関に連絡が行くようになっていますので、その辺は十分配慮をされていると感じています。以上です。

○今井委員 現地に行ったときに、どのくらいの雨量を想定しているのかを聞かせていただきましたら、現場では最大20ミリメートルと説明を聞いていたのですけれども、その後いただいた資料では150ミリメートルとなっているということです。最近の雨の降り方を見ていますと、例えば最初10分間に20ミリメートル降った、次に45ミリメートル、次に15ミリメートルと、ばあっといっときすごく降って、少しやんでという降り方が結構あるのですけれども、こうした降り方になった場合には30分で80ミリメートル

降っているわけです。それを時間に直したら160ミリメートルですので、150ミリメートルのことを想定したのではあふれてしまうのではないかという心配をするわけです。 そうした雨量計などいろいろつけて、ずっと注意深く観察されているということですので、 これからまた雨の時期になっていきますから、くれぐれもそうした災害につながらないよ うに、県からもしっかりと監視していただきたいと思います。終わります。

〇松尾委員長 まだ質問者もおられますので、議論が長時間なので、休憩を挟みたいと思います。

再開は3時45分でよろしくお願いします。

15:35分 休憩

15:47分 再開

〇松尾委員長 それでは、会議を再開いたします。

○池田委員 それでは、私から質問をさせていただきます。農林行政についてです。今年度、新規事業として、地方創生交付金を受けて実施されている2つの事業、まず近畿大学とタイアップした担い手確保を目指したプロジェクト、それと大和野菜等の生産拡大、流通、販売の確立を目指すプロジェクトについてお尋ねしたいと思います。

まず、この近畿大学とタイアップした担い手確保に向けた事業の内容について、どのように進めていこうとされているのか、また今具体的に、どのように実施していこうとされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇小坂農林部次長(農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱) 池田委員のご 質問にお答え申し上げます。

近畿大学の「農の入り口」モデル事業については、平成29年度地方創生事業で新規採択されました大和野菜等の生産拡大、流通、販売の確立と、近畿大学の学生をターゲットにした担い手育成確保プロジェクトの内容の一つで、昨年度県内大学生がつくる奈良の未来事業において最優秀賞を獲得した近畿大学からの提案事業を予算化したものです。これにより、県は農業の担い手の減少を背景として耕作放棄地が増加している問題や、農業生産額が伸び悩んでいること等の対策として、近畿大学とともに農業のかかわりが薄かった方を新たな農業の担い手として育成確保をし、県農業のポテンシャル向上を目指す具体的な手法を検討していきたいと考えています。

具体的には、本年度の「農の入り口」モデル事業の具体的な取り組みとしては、まずは モデル経営の基盤となる実践農場を年内にも設立し、労力、コストの低減、手法のマニュ アル化につなげる生産を開始したいと考えています。この実践農場の設置場所については、3月16日の予算審査特別委員会においては平群町に設置する方向で検討している旨をお答えしましたが、その後具体化に向けて近畿大学と議論を重ねて、現時点においては、学生の利便性を高めて、より多くの大学生が参加しやすくするために、近畿大学の学内、もしくは近隣に設置する方向で検討しています。

本県の農地を有効に活用し、農業生産額の向上を実現するためには農業の担い手が農地を適切に利用して効率的な農業に取り組むことが重要ですが、近年の本県の新規就農者数は毎年60人前後で推移しており、農業とのかかわりを持っていない新たな担い手も含めて、より多様な農業参入者を確保することが必要と考えています。そのため、県としては、新たに農業への取り組みを希望するさまざまな新規参入者が、円滑に農業経営を開始できるように、経営開始時に必要となるイニシャルコストや、その後のランニングコストを低減しながら、農作業については省力化や軽作業化を図る技術のマニュアル化が必要と考えています。これらを実現すべく、近畿大学と奈良県とで取り組みを進めていきたいと考えております。この取り組みにより、将来的に設置します実践農場での販売収入等による自立経営を実現し、法人化することにより近畿大学初のベンチャー事業、農の入り口として新規就農者の裾野を広げていきたいと考えています。

また、こうした成果をもとに、労力、コストを低減し、手法をマニュアル化した農法を 県内に横展開し、新たな農業参入者を本県農業に誘導するとともに、耕作放棄地の解消と 農地の有効活用につなげていきたいと考えています。

○池田委員 先ほどご説明がありましたように、平成28年度、昨年度の県内大学生がつくる奈良の未来事業で最優秀賞をとったこの近畿大学農学部の提案が、平成29年度、今年度に事業化をされたものです。ただいまるるご説明がありましたように、近畿大学の農学部の学生が実践農場で農業の入り口、また農業を通して農業のおもしろさ、楽しさを学び、将来就農していただける取り組みにつながればと思っています。

ただいまの説明では、当初平群町に実践農場をということだったのですが、今は近畿大学の農学部に近い場所で、奈良市の西部、富雄のあたりと想定するのですけれども、そういったところを考えているということです。

本会議で一般質問で質問もさせていただいたのですが、この平群町や奈良市の西部地域、 富雄は平たんなエリアで、今後継続して、こういった事業を展開をしていくに当たっては、 それぞれのつくるに適した農作物も違うように思いますし、ぜひ中山間地域においても、 こういった実践の農場をつくっていただきたい。中山間へ行きますと、地域のつながり、 結びつきも強いものですから、いろいろな展開も可能性も広がってくるのではないかと思 います。

いずれにしても、今年度スタートした事業ですので、できるだけ早く実践農場を決めて いただいて、具体的な取り組みに入れるようにぜひお願いしたいと思います。

それから、2点目ですが、大和野菜等の生産拡大、流通、販売の確立を目指す事業です。 こちらについてもこの地方創生推進交付金を受けて取り組みを今年度新規事業としてされ ているということです。この事業の目的、内容、現在の取り組み状況についてご説明をい ただきたいと思います。

〇田中農業水産振興課長 地方創生の事業に位置づけられている大和野菜増産モデル事業 についてお答えさせていただきます。

本事業については、生産、流通、加工、販売を連結する縦型事業組合の生産部門のモデルとして位置づけられた取り組みです。大和野菜については、首都圏や加工食品向けなど多様なマーケットニーズに応えるため、その増産に向けて県がより強力なインセンティブを働かせることが必要と考えています。このため、県みずからが生産ほ場を設置し、その管理を大和野菜の生産拡大を志向する生産者団体に委託して、県の普及指導員による栽培技術、経営指導を実施し、大和野菜の生産技術を習得していただきます。その後、管理委託した生産者団体が独立して大和野菜の栽培開始。それを繰り返すことにより、大和野菜の増産に取り組むことを目的としています。

具体的には、宇陀市大宇陀平尾において約38アールの農地を確保して、平成29年3月に施設面積17アール、ビニールハウス12棟の生産ほ場を整備しました。現在、受託者の選定に向けた手続を進めているところです。今後、ことしの夏以降に栽培開始され、その生産物を県がマネジメントした首都圏などの量販店などに向けて出荷する予定です。

今後ともこの取り組みを中心として、大和野菜の担い手の確保に努め、大和野菜の増産 に取り組んでいく所存です。以上です。

〇池田委員 県が宇陀市大宇陀に生産ほ場を立ち上げて、ハウスを12棟建て、それを担っていただける生産者団体を、これから募集していくということです。

いずれにしても、県が今力を入れておられるその大和野菜の生産、販路拡大は、しっかりと取り組む一つのパイロット事業としてこれを進めていかれるのだろうと理解しています。

先ほど、1つ目に申し上げたその近畿大学との事業については、いわゆる川上の事業で、 生産、そして流通、販路拡大、販売については川下の対策。これがまさにつながってくれ ば、奈良県の農業もしっかりと再生に向けた状況が、サイクル、仕組みがつくれるのでは ないかと期待しています。

ぜひ、この新しく始まりました事業を通じて、奈良県としての農業再生の仕組みをしっかりと確立をしていただきたいと思いますし、担い手の不足、後継者不足、高齢化など課題も多いわけです。新規就農者をしっかりとふやしていくということ。ここ数年60人前後ということですが、これができるだけ多く新規就農として奈良県の中で農業に従事していただける人材をしっかりと確保して育成をしていくことと、あわせて生産技術の向上、それから次の段階としては作業効率の向上であったり、あるいは生産基盤の強化、生産体制の整備も課題と思っています。

その上で農産物の流通、販売という、この一つのサイクルをしっかりと確立できるよう に、引き続きの取り組みをお願いして、質問を終わりたいと思います。

〇松尾委員長 中村委員、ありませんか。ほかにございませんか。

それでは次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって 最終になると思います。

昨年6月より、委員各位には当委員会所管事項であります商工業、農林業の振興につきまして、終始熱心にご審議をいただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位及び理事者の皆様方に深く感謝を申し上げます。

簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうご ざいました。

これをもって本日の委員会を終わります。